

知的財産ライセンス／取引

知的財産は、企業間契約および取引案件において、ますます重要資産となりつつあります。増田・舟井法律事務所は、競争が激しくかつ複雑な市場における知的財産契約の交渉・締結に必要な法律・ビジネス両面での実践的な経験を有しており、各取引におけるクライアントの事業目標および知的財産の構成要素を丁寧に把握し、複数の業界および管轄地にまたがる重要取引およびライセンス契約を締結へと導いています。

当事務所の弁護士は、クライアントによる目標達成の鍵となる事業形態の形成、戦略的な商取引の構築、ならびに企業・資産の売却および買収でクライアントをサポートしています。また、テクノロジー開発取引、買収・売却、戦略的アライアンス、ジョイント・ベンチャーおよびパートナーシップの締結・成立においても豊かな実績を有しており、これまでも合併・買収における知的財産にかかわるデュー・デリジェンスのほか、知的財産の移転・割り当てを伴う合併・買収、デストリビューション・販売協定、およびテクノロジー調達においてクライアントを支援してきました。

営業秘密、ノウハウ、特許、商標、著作権、ソフトウェア、その他無形資産のライセンスおよび譲渡に関する交渉に従事するとともに、多国間にまたがるテリトリーにおける独占権の取得・付与のニュアンスを十分に理解しながら、テリトリー、排他性、料金およびロイヤルティ、技術サポート、改良、侵害賠償ならびにエスクローに関する助言を提供しています。また、コ・プロモーション（共同販促）、アウトソーシング、製造および供給契約等の商事契約の締結・執行においても十分な実務経験を有しています。当事務所の弁護士は、専有ブランド、メディア、テクノロジー、データ、コンテンツおよびその他無形資産が関与する多様な取引構造を最大限に活用することにおいて定評を得ています。

さらに、極めて難易度の高い国際契約に関しても助言を提供しており、クロスボーダー契約が直面する法律問題のみならず、クライアントおよび他方当事者それぞれのビジネス環境を細かく理解しながら、クライアントの全面的なサポートに尽力しています。